

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：一般事務 1 種 廃棄物減量推進課】

令和7年度(令和8年3月1日採用)に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

- ### 3 業務内容

廃棄物減量推進課で行う一般事務

- (1) 各種補助金交付事務補助（ワード・エクセル入力、書類封入封緘、電話対応等）
- (2) 各種申請や届出受付及び確認業務
- (3) 電話・窓口対応業務
- (4) パソコンを使った資料作成、独自システムへのデータ入力業務 等

【業務内容の変更範囲】：なし

あり ()

※勤務時間については面接時に希望を伺い、選考により決定します。

- (2) 窓口や電話等における接客対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- 令和8年1月21日（水）から令和8年2月4日（水）まで

- 選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
②写真を貼付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連絡先】大津市環境部廃棄物減量推進課 「会計年度任用職員採用担当：楠^{くす}」まで
電話番号：077-528-2802

7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 2 月 6 日（金）14 時～ 大津市役所新館 3 階 環境部会議室

8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験（ワード・エクセル）

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2 月 1 0 日頃に、可否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで 採用後 1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本庁 環境部 廃棄物減量推進課
勤務地変更の可能性	1 あり ➡ () 2 ☐ なし
勤務日	週 5 日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 0 日（翌年度も再度任用された場合は任用期間に応じて付与されます） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週 3 5 時間勤務（1 日 7 時間×週 5 日）9 時～17 時 休憩 60 分 ・週 3 0 時間勤務（1 日 6 時間×週 5 日）9 時～16 時 休憩 60 分 ※面接時に勤務時間の希望をお聞きし、選考により決定します。
基本給	週 3 5 時間勤務 月額 192, 768 円 ～ 203, 499 円 週 3 0 時間勤務 月額 165, 229 円 ～ 174, 428 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55, 000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。 翌年度も再度任用された場合は、期末勤勉手当が支給基準に沿って在職期間、成績

	率に応じた割合で支給されます（年２回　年間最大 4.65 月分）。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
サービス	地方公務員法に規定するサービス及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等のサービス規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・ 給与等支給日：当月 20 日 ・ 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。